

## 県民参加の森づくりパートナーシップ協定書

公益社団法人千葉県緑化推進委員会（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人ちば里山センター（以下「乙」という。）、NPO 法人千葉県森林インストラクター会（以下「丙」という。）、特定非営利活動法人樹の生命を守る会（以下「丁」という。）、一般社団法人千葉県冒険遊び場ネットワーク（以下「戊」という。）、千葉県自然観察指導員協議会（以下「己」という。）及び一般社団法人千葉県木育コーディネーター協会（以下「庚」という。）は、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、千葉県の森林や里山をフィールドに活動する多様な主体である甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚（以下「7者」という。）が、緩やかなネットワークを構築し、共通する活動への取組や諸課題の解決について相互の支援・協力に取り組み、パートナーシップによる県民参加の森づくりを促進することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 7者は、森づくりの推進に関する次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、協力し、相互に連携するものとする。

- （1）人材（地域活動の担い手や指導者）の確保・育成に関すること
- （2）活動地の確保や保全整備及び活用などの活動に関すること
- （3）こどもたちの遊びや学びの場の確保に関すること
- （4）公的機関や企業・団体との連携に関すること
- （5）地域課題の解決に関すること

### （協定と組織の名称）

第3条 この協定の名称は、「県民参加の森づくりパートナーシップ協定」とする。

2 この協定で組織するネットワークの名称は、「ちば里山イノベーションハブ」とする。

### （実施方法）

第4条 連携事項については、原則として7者間で協議の上、具体的な取組を実施するものとする。

2 前項の取組は、必要に応じて進捗状況を共有し、緩やかなネットワークの中で連携し実施されるよう努めるものとする。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とし、有効期間満了日の1か月前までに、7者のいずれからも書面による協定終了の申出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

### （協定の変更）

第6条 本協定の履行に特別の事情が生じた場合は、7者が協議の上、本協定を変更することができるものとする。

### （秘密保持）

第7条 連携事項の実施により知り得た相手方の秘密情報は、原則として相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は第1条に規定する目的以外に使用してはならないものとする。ただし、事前に相手方の書面による承諾を受けた場合、公的機関等に対して必要な範囲

で開示する場合は、この限りではない。

2 7者は、本協定の終了後も、前項の規定による秘密保持の義務を負うものとする。

### （その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項に疑義が生じた場合は、7者は協議の上、これを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書7通を作成しそれぞれ押印の上、各自1通を保有する。

令和6年12月17日

甲 公益社団法人千葉県緑化推進委員会  
理事長 森 英 介

乙 特定非営利活動法人ちば里山センター  
理事長 佐 藤 孝 之

丙 NPO 法人千葉県森林インストラクター会  
理事長 森 池 正 典

丁 特定非営利活動法人樹の生命を守る会  
理事長 篠 崎 孔 久

戊 一般社団法人千葉県冒険遊び場ネットワーク  
代表理事 古 川 美 之

己 千葉県自然観察指導員協議会  
代 表 伊 藤 道 男

庚 一般社団法人千葉県木育コーディネーター協会  
代表理事 中 村 令 子